

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第138号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月12日 06時50分ごろ	
発生場所	大阪湾友ヶ島付近	
事故等調査の経過	平成21年5月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 引船 第二十一 <sup>はやぶさ</sup> 隼丸、102.71トン 船舶番号、船舶所有者等 114783、株式会社サンビーム	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機のクランク軸焼損及び機関ベッド熱割れ	
事故等の経過	本船は、平成20年12月にL0クーラが詰まって、主機の潤滑油冷却器冷却海水出口温度が異常に上昇したが、潤滑油を新替せずに運転を続けていたところ、平成21年3月12日06時50分ごろ、台船をえい航中、著しい過熱運転状態となり、運転の継続が不能となった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 主機の潤滑油の性状が劣化し、各部の潤滑が阻害され、著しい過熱運転状態となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機が、潤滑油の性状が劣化した状況のもと、高負荷で運転されたため、各部の潤滑が阻害されて過熱運転状態となったことにより発生した可能性があると考えられる。	